

# 稲城市中小規模飲食店舗出店補助事業

稲城市では、市内商業の活性化及び賑わいの創出を図るため、市内で初めて飲食店舗を出店する方に対し、店舗を出店するための工事費用の2分の1(60万円を限度)を補助します。自ら行う工事並びに消費税及び地方消費税は除きます。

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。

詳細及び申請書類は、市ウェブサイトをご覧ください。

## 受付期間

令和 **8** 年 **4** 月 **1** 日から

令和 **9** 年 **1** 月 **31** 日まで

※窓口受付時間は 9 時～17 時

(正午～13時、土日・祝日は除く)

※郵送の場合は×切日の当日消印有効



## 申請方法

- (1) 事前に経済課商工係までお問い合わせください。
- (2) 稲城市役所6階 経済課商工係に持参または郵送で申請書類一式をご提出ください。

※交付申請書及び同意・誓約書は市ウェブサイトからダウンロードができます。



## 申請に必要な書類



- ① 稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 稲城市中小規模飲食店舗出店補助金同意・誓約書(様式第2号)
- ③ 申請者(法人である場合は代表者)の区市町村民税納税証明書(前年度分)
- ④ 個人事業の開業等届出書の写し(個人事業者に限る。)
- ⑤ 登記事項証明書の写し(法人に限る。)
- ⑥ 飲食店営業に係る許認可証の写し
- ⑦ 補助対象経費の明細のわかる書類(請求書等)
- ⑧ 補助対象経費を支払ったことのわかる書類(領収書等)
- ⑨ 出店店舗を管轄する商店街又は稲城市商工会への入会がわかる書類の写し
- ⑩ オープン日のわかるチラシ等の写し



## 補助対象者

次の両方に該当する方

- (1) 初めて市内で飲食店を出店し、開店の日から5カ月以内の方
- (2) 中小企業基本法第2条第1項第3号(サービス業)に規定する中小企業者  
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者を除く  
※申請者本人が自ら店舗営業を行わない方、市税等を滞納している方等は対象外となります。

## 補助対象店舗

次の(1)から(10)をすべて満たす店舗である方

- (1) 市内商業の活性化に寄与する飲食店舗であること
- (2) 店舗面積が15平方メートル以上であること
- (3) 店舗内に飲食スペースを設置していること
- (4) 関係する法令に違反する店舗ではないこと
- (5) 公序良俗に反する店舗でないこと
- (6) 政治活動又は宗教活動を行う店舗ではないこと
- (7) 午前6時から午後7時までの間に1日当たり3時間以上の営業を行うこと
- (8) 1週間当たり4日以上営業を行うこと
- (9) 店舗が存する地区を所管する商店街又は稲城市商工会に入会していること
- (10) 稲城市観光協会の作成するデジタルマップに加盟していること



<提出先・問い合わせ先>

〒206-8601

稲城市東長沼2111 産業文化スポーツ部経済課商工係

電話:042-378-2111(内線674)

